

千葉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

○千葉県屋外広告物条例施行規則（昭和四十四年千葉県規則第四十六号）に関する資料

改正後	改正前
<p>(更新許可の申請)</p> <p>第九条 条例第九条第三項の規定により更新の許可を受けようとする者は、許可の有効期間満了の日の二週間前までに屋外広告物等表示(設置)許可更新申請書(別記第四号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>一 三 略</p> <p>(売却の手続)</p> <p>第十七条 条例第十四条の五第二項に規定する広告物等の売却の手続は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十三条の三の規定により普通地方公共団体の財務に関し必要な事項を定める規則の例による。</p>	<p>(更新許可の申請)</p> <p>第九条 条例第九条第三項の規定により更新の許可を受けようとする者は、許可の有効期間満了の日の二週間前までに屋外広告物等更新許可申請書(別記第四号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>一 三 略</p> <p>(売却の手続)</p> <p>第十七条 条例第十四条の五第二項に規定する広告物等の売却の手続は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十三条の二の規定により普通地方公共団体の財務に関し必要な事項を定める規則の例による。</p>